

法律

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年六月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十四号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の四」に改める。

第二条第二項に次の一号を加える。

三 先端的区域データ活用事業活動の実施の促進を図るべき区域において、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するために必要なものとして政令で定める基準に従い、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体の情報システムと区域データ（当該区域に関するデータ（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。）をいう。以下同じ。）であつて、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用されるものをいう。以下同じ。）を保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備するとともに、区域データを、収集及び整理をし、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体に提供する事業（以下「国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業」という。）

第二条第三項中「第十条」の下に「第二十八条の四及び第三十条第一項第七号」を加え、「第二十五条」を「第二十五条の六」に改め、「この項」の下に「及び第二十八条の四」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「先端的区域データ活用事業活動」とは、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来処理量に比して大量の情報処理を可能とする先端的な技術を用いて役務の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことにより新たな事業の創出又は事業の革新を図る事業活動（第三十七条の八において「先端的技術利用事業活動」という。）であつて、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体から区域データの提供を受け、当該区域データを活用して、当該事業活動の対象となる区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るものをいう。

第八条第九項中「第二十五条」を「第二十五条の六」に改める。

第十条第二項中「第二条第二項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「第二十五条」を「第二十五条の六」に改める。

第十三条第一項中「第九項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同条第九項中「取り消す」を「取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定事業者に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同項第六号中「前項」を「第九項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「報告」の下に「を」とし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第五項又は第七項」を「第六項又は第八項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 認定事業者が第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

第十三条第九項に次の一号を加える。

八 認定事業者が前項又はこの項の規定による命令に違反したとき。

第十三条第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「求める」を「求め、又はその職員に、認定事業の用に供する施設その他の施設に立ち入り、認定事業の実施状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

11 第九項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 都道府県知事は、認定事業者が行う認定事業が第一項の政令で定める要件に該当しなくなつたと認めるときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業を当該要件に該当させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十三条第七項中「第五項ただし書」を「第六項ただし書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第九項」を「第十三項」に、「第八項及び第九項第三号」を「以下この条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、特定認定を受けることができない。

一 心身の故障により国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 第十三項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）の規定により特定認定を取り消され、その取消の日から起算して三年を経過しない者（当該特定認定を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から起算して三年を経過しないものを含む。）

四 禁錮以上の刑に処せられ、又は第十四項から第十六項までの規定若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があつるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第十三条に次の三項を加える。

14 前項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 第十二項の規定による命令に違反したとき。

16 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金を科する。